

許可が必要な営業の種類



食品衛生法及び栃木県食品条例により、以下の40業種について都道府県知事が施設の基準を定めています。これらに該当する営業を始める場合には、あらかじめ許可を受けなければなりません。

1 飲食店営業

一般的な食堂、レストラン、旅館、料理屋、すし屋、そば屋、弁当屋、カフェ、バー、キャバレー等。その他食品を調理または設備を設けて客に飲食させる営業。

2 喫茶店営業

茶菓（既製品）、かき氷、飲み物のみを提供する営業。アルコール類は提供不可。ジュース等のコップ式自動販売機も対象。

3 乳処理業

牛乳、殺菌山羊乳、脱脂乳、加工乳の処理または製造を行う営業。

4 食肉処理業

鳥獣の肉、内臓等を分割、細切する営業。

5 特別牛乳搾取処理業

特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業。

6 集乳業

生牛乳または生山羊乳を集荷し、これを保存する営業。

7 魚介類せり売り業

市場等においてせりの形態により魚介類を販売する営業。

8 食品の冷凍又は冷蔵業

魚介類を冷凍又は冷蔵する営業及び冷凍食品を製造する営業。

9 食品の放射線照射業

10 氷雪採取業 栃木県食品衛生条例許可業種

食品を製造する営業

11 菓子製造業

ケーキ、あめ、せんべい等一般的に「菓子」と認識されているもの又はチューインガムを製造する営業及びパン製造業。

12 あん類製造業

あずき、いんげん等のでんぷん性の豆を原料として、生あん又は砂糖などで味付けしたあんを製造する営業。

13 アイスクリーム類製造業

アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスクャンディー、みぞれ等を製造する営業。

14 乳製品製造業

クリーム、バター、チーズ、練乳、粉乳、発酵乳等の乳製品及び乳を主原料とする食品を製造する営業。

15 食肉製品製造業

ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する営業。

16 魚肉ねり製品製造業

魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉ベーコン、かまぼこ等魚肉が主原料の製品を製造する営業

17 清涼飲料水製造業

ジュース、コーヒー等の「清涼飲料水」を製造する営業

18 乳酸菌飲料製造業

乳等に乳酸菌又は酵母を混和して発酵させた飲料で、発酵乳以外のものを製造する営業。

19 氷雪製造業

20 食用油脂製造業

動物性、植物性及び中間製品、完成品問わずサラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業。

21 マーガリン又はショートニング製造業

22 みそ製造業

23 しょうゆ製造業

24 ソース類製造業

ウスターソース、果実ソース、果実ピューレー、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業。

25 酒類製造業

26 豆腐製造業

27 納豆製造業

28 めん類製造業

生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業。

29 そうざい製造業

煮物（つくだ煮、煮しめ等）、焼き物（いため物、くし焼き等）、揚げ物（から揚げ等）、蒸し物（しゅうまい、茶わん蒸し等）、酢の物及びあえ物（ごまあえ、サラダ等）等、通常おかずとしてそのまま食べるものを製造する営業。

30 缶詰又は瓶詰食品製造業

相当期間保存することを目的に缶又は瓶に詰めた食品を製造する営業。

31 添加物製造業

食品衛生法の規定により規格が定められた添加物を製造又は小分けする営業。

32 こんにやく又はところてん製造業 栃木県食品衛生条例許可業種

33 つけ物製造業 栃木県食品衛生条例許可業種

34 こうじ及びその加工品製造業 栃木県食品衛生条例許可業種

食品を販売する営業

35 乳類販売業

直接飲用される牛乳、山羊乳、乳飲料等を販売する営業。

36 食肉販売業

鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業。

37 魚介類販売業

店舗を設け、鮮魚介類（鯨肉を含む）を販売する営業。

38 氷雪販売業

氷を製造する営業又は採取業者から仕入れて小売業者等に販売する営業。

39 豆腐販売業

栃木県食品衛生条例許可業種

40 行商（魚介類・豆腐）

栃木県食品衛生条例許可業種